

## 森林整備事業しゅん工検査要領の運用について

昭和 53 年 6 月 16 日 林業第 202 号  
平成 25 年 9 月 2 日 森整第 400 号  
平成 26 年 8 月 28 日 森整第 407 号  
平成 27 年 12 月 4 日 森整第 545 号  
平成 28 年 9 月 13 日 森整第 388 号  
平成 30 年 10 月 1 日 森整第 453 号  
令和 元年 11 月 15 日 森整第 442 号  
令和 2 年 10 月 16 日 森整第 494 号  
令和 3 年 7 月 30 日 森整第 390 号  
令和 4 年 11 月 15 日 森整第 504 号  
令和 6 年 8 月 22 日 森整第 367 号  
最終改正 令和 7 年 10 月 8 日 森整第 429 号

森林整備事業しゅん工検査の実施については、森林整備事業しゅん工検査要領（昭和 53 年 6 月 16 日 林業第 202 号以下「要領」という。）によるほか、本通知により実施するものとする。

### 第 1 検査の区分について

- (1) 要領第 3 条に規定する抽出方法は、乱数表等を用いた無作為の抽出とする。
- (2) 要領第 3 条(2)に規定する、検査対象として抽出する集約化団地の基準は、次によるものとする。

申請団地数	検査団地数
1 団地	1 団地
2～4 団地	2 団地
5～8 団地	3 団地
9 団地以上	4 団地以上

- (3) 現地検査を省略した施行地については、しゅん工検査調書の現地検査の欄に「省略」と記載するものとする。

### 第 2 検査の認定について

- (1) 要領第 5 条第 1 項に基づく通知は、原則として不合格通知書（様式第 1 号）によるものとする。
  - (2) 要領第 5 条第 2 項に規定する一定期間とは、広域振興局長（以下「局長」という。）が別に定めるものとし、(1)の通知によるものとする。
- 2 局長は、申請者からの手直し完了届（様式第 2 号）が提出されたときは速やかに再検査を行うものとする。

### 第 3 現地検査野帳及びしゅん工検査調書について

- (1) 要領第 6 条に規定する現地検査野帳の記入については、別記「森林整備事業現地検査野帳の記載方法」によるものとする。

(2) 要領第6条に規定する現地検査野帳及びしゅん工検査調書は、(様式第3、4号)によるものとする。

#### 第4 資材について

資材の確認については、納品書等により確認するものとする。

#### 第5 森林所有者への確認について

要領第9条に定める森林所有者が事業実施に同意していることの確認については、交付申請ごとに1名以上の森林所有者に確認するものとする。

#### 第6 搬出材積の確認について

要領第12条に定める伐採木の搬出材積の確認について、層積により材積を算定している場合、層積を実材積に換算する係数の根拠を確認するものとする。

また、重量から材積を推計し算定する場合は、重量から材積に換算する係数(以下「重量換算係数」という。)の根拠を確認するものとする。

ただし、岩手県森林整備事業実施要領の運用について(平成22年8月3日付け森整第400号)第17条に規定する層積換算係数及び重量換算係数を適用した場合は除く。

#### 第7 社会保険等の加入状況の確認について

要領第14条に定める社会保険料等の加入状況については、作業日誌等により当該施行地の作業に従事している現場労働者及びそれぞれの現場労働者の社会保険料等の納付状況を確認するものとする。

#### 第8 立会について

現地検査をしたときは、検査補助員氏名及び事業主体等の立会者氏名をしゅん工検査調書に記載するものとする。

#### 第9 施行地の境界について

造林地として認める最大外周は、外側の植栽木から2メートルの範囲内にあり、かつ地拵えが完了している区域の外周とする。

#### 第10 許容される精度について

要領第20条第2項に定める許容される精度は、次のとおりとする。

(1) 測線・方位角検査の場合は、方位角及び高低角については2度、距離については100分の5とする。

(2) 位置座標検査の場合は、50センチメートルとする。

#### 第11 標準地の設定について

要領第21条に定める植栽本数、第26条に定める被害率、第29条に定める枝打ちの枝下高、第30条に定める雪起こし及び倒木起こしの本数、第32条に定める伐採前特殊地拵え、保育間伐、間伐、更新伐及び花粉発生源植替えの伐採率の検査は、1施行地の面積に応じて、次の基準により行うものとする。

1 施行地の面積	検査箇所数
1ヘクタール未満	2箇所以上
1ヘクタール以上5ヘクタール未満	3箇所以上
5ヘクタール以上	5箇所以上

## 第12 更新伐の伐採率について

要領第32条第2項に定める更新伐の検査基準は、次のとおりとする。

更新伐の種類	伐採率 (%)	
	下限値	上限値
天然林整理伐	20	70
人工林整理伐	20	50

## 第13 森林作業道の検査基準について

要領第36条に定める森林作業道及び要領第37条(1)に定めるシカ防護柵ネットの延長の検査基準は、次のとおりとする。

項目	確認方法	規格値
延長	測点間距離を3箇所以上確認	±0.5%以内
幅員	3箇所以上確認	-10cm
敷砂利	3箇所以上確認	敷幅 -5cm 敷厚 -15%

### 附 則

この運用は、令和7年度事業から適用する。

様式第1号（第2関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

広域振興局長 印

不 合 格 通 知 書

年 月 日下記の森林整備事業のしゅん工検査を実施した結果、しゅん工と認められないので通知します。

なお、手直し終了後 年 月 日までに手直し完了届の提出があった場合は、再検査を実施します。

記

事業名（作業種）	
事業地の所在地	
補助事業者名	
しゅん工と認められない内容	

様式第2号（第2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者

手 直 し 完 了 届

年 月 日付け 第 号で通知のありました下記の事業について、下記のとおり手直しを完了したので再検査をお願いします。

記

事業名（作業種）	
事業地の所在地	
補助事業者名	
しゅん工と認められない内容	
手直し実施内容	
手直し完了年月日	

### 森林整備事業 現地検査野帳

事業区分 \_\_\_\_\_

検査員氏名 \_\_\_\_\_

箇所番号	樹種	林令	面積	施業の実施状況	植栽本数			枯損・被害本数及び率			枝打高(m)	伐採・搬出・被害本数調査			搬出材積の照合	使用資材の照合	検査月日
					標準地面積・本数・苗間距離等		植栽総本数	調査本数	枯損本数 ・ 伐採本数	枯損率(%)		調査本数	伐採本数 (被害本数)	伐採率(%)			
					苗間(本数)	列間(面積)											
				適・不適										適・不適	適・不適		
				適・不適										適・不適	適・不適		
				適・不適										適・不適	適・不適		
				適・不適										適・不適	適・不適		
				適・不適										適・不適	適・不適		

注)別紙「森林整備事業 現地検査野帳の記載方法」を参照のこと。

シカ防護ネット柵使用資材等確認野帳

検査員氏名

箇所番号				検査年月日	
使用	ネット	材質			適・不適
		網の規格			適・不適
					適・不適
資材	支柱	材質			適・不適
		規格	支柱		適・不適
			補助杭 又は 支柱用杭		適・不適
	ロープ	材質・規格	上張り		適・不適
			下張り		適・不適
支柱の間隔	m				
延長	m				
ネットの高さ	m		林床部のネット長	m	
支柱の固定状況	適・不適		ネットの結束状況	適・不適	
本体事業の実施状況	事業内容	事業量		h a	
総合判定	合格 ・ 不合格				

## 別記（様式第3号関係）

### 森林整備事業現地検査野帳の記載方法

#### （共通事項）

- 第1 箇所番号、樹種、林令及び面積は森林整備補助金交付申請書（以下「申請書」という。）から移記するものとする。
- 2 現地の状況から施業の実施状況が適正な場合には「適」を、適正でない場合には「不適」を「○」で囲むこと。
- 3 使用資材がある場合は、規格及び数量等確認し、適正な場合には「適」を、適正でない場合には「不適」を「○」で囲むこと。
- 4 検査月日は、該当する年月日を記入すること。
- 5 検査員は検査結果を記入した後、所定の欄に氏名を記入すること。

#### （人工造林及び樹下植栽等）

- 第2 本数検査法により確認した標準地面積、本数、苗間距離、植栽本数、枯損率を記入すること。

#### （枝打ち、保育間伐、雪起こし）

- 第3 枝打ちについては、確認した枝打ち高を記入すること。
- 2 保育間伐は本数検査法により確認した調査本数、伐採本数、伐採率等（被害木の除去の場合には被害率）を記入すること。
- 3 雪起こしは本数検査法により確認した調査本数、被害本数、被害率等を記入すること。

#### （間伐・更新伐）

- 第4 間伐・更新伐については、本数検査法により確認した調査本数、伐採本数、伐採率を記入し、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により搬出材積を確認し、申請書に記載のあった搬出材積と照合すること。

#### （一貫作業）

- 第5 伐採については、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により搬出材積を確認し、申請書に記載のあった搬出材積と照合すること。
- 2 植栽については、本数検査法により確認した標準地面積、本数、苗間距離、植栽本数、枯損率を記入すること。

#### （花粉発生源植替え）

- 第6 伐採については、本数検査法により確認した調査本数、伐採本数、伐採率を記入し、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により搬出材積を確認し、申請書に記載のあった搬出材積と照合すること。
- 2 植栽については、本数検査法により確認した標準地面積、本数、苗間距離、植栽本数、枯損率を記入すること。

#### （衛生伐）

第7 調査本数、伐採本数等を記入すること。

(鳥獣害防止施設等整備)

第8 シカ防護ネット柵を実施した場合は、現地検査野帳のほか別紙1「シカ防護ネット柵使用資材等確認野帳」に記入すること。

- (1) ネット及び支柱の材質、網の規格、材質、規格、支柱の固定状況、ネットの結束状況等について、検査の結果、適正である場合には「適」、適正でない場合には「不適」を「○」で囲むこと。
- (2) 支柱の間隔、延長、ネットの高さ、ネット長について、記入すること。
- (3) 本体事業の実施状況について、その事業内容、事業量を記載するとともに、検査の総合判定を行い、合格と認められる場合には「合格」、認められない場合には「不合格」を「○」で囲むこと。



## 年度 森林作業道しゅん工検査調書

調査年月日	年 月 日
検査員 職 氏名	
検査補助員 職 氏名	

申請者名			
路線名			
施行地地番			
延長	m	幅員	m
単価の税抜・税込の別	税 抜 ・ 税 込		

### 1 事業費内訳

#### (1) 土工

区 間 (NO又はIP)	延 長 (m)	m当たり単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
計 (A)				

#### (2) 簡易構造物

簡易構造物の種類	数 量	当たり単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
計 (B)				

**(3) 設計に基づく算出部分<sup>※1</sup>**

構造物の種類	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
計 (C)				

※1 「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け林整整第580号林野庁整備課長通知)第16の3の(6)に規定する、標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る算出される経

**(4) 間接費**

区分	率 (%)	金額 (円)	摘要
(1)、(2)に係る現場監督費			
(1)、(2)に社会保険料等			
(3)に係る間接工事費			
間接費計 (D)			

**(5) 消費税等相当額**

区分	金額 (円)	摘要
消費税等相当額 (E)		

**(6) 査定額と実行経費との比較**

区分	金額(円) (消費税抜 <sup>※2</sup> )	金額(円) (消費税込 <sup>※3</sup> )	採用する額 <sup>※4</sup>
査定額合計額 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)			
実行経費 (F)			

※2 査定合計額及び実行経費には、消費税等相当額を含めないものとする。

※3 査定合計額及び実行経費には、消費税等相当額を含めるものとする。

※4 査定合計額と実行経費の金額のいずれか低い額に「〇」を記入する。

**2 補助金額**

補助対象事業費(円) <sup>※5</sup>	査定係数	査定経費(円)	補助率	補助金額(円)

※5 補助対象事業費は、(6)の採用する額で「〇」を付した額とすること。

この場合、森林所有者が原則課税業者であるときは、消費税抜の金額を、それ以外にあっては、消費税込の金額を記載すること。